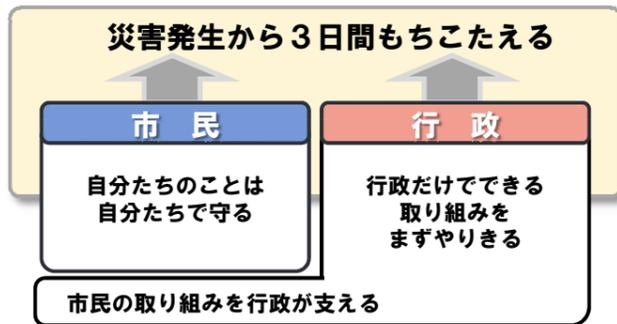


見直しの基本方針

大規模災害が発生したとき、「行政だけでできることは有限である」という事実を市民に伝え、行政と市民一人ひとりが力を合わせて災害に対処する防災体制の構築をめざします。



主な見直しのポイント

1 地区防災委員会の設立

大規模地震時に、地域の安否確認から避難所の自主運営までを自律的に行う、小学校区単位の住民組織「地区防災委員会」の全校区での設立をめざします。

2 自治会などの防災機能強化

自治会、マンション管理組合など既存の地域コミュニティすべてに、住民間の安否確認のしくみを作っていただくことをめざします。既存コミュニティのない地域においても、「防災となり組」の結成を促進します。

3 避難所の再編成

避難所開設の初動人員の確保、運営の合理化、設備・備蓄の合理化をめざし、避難所を再編しました。
また、避難地についても実効性を重視して見直しています。

(旧) 公共施設40か所を避難所指定

小・中学校19か所を指定

最初に開設する避難所
14か所
(小学校区に1か所ずつ)

拡張する避難所
5か所

4 実動体制の強化

災害時の職員マニュアルを兼ねていた計画を整理し、方向性を示す「計画」と地震時業務継続計画(BCP)及び実動マニュアルに再編することで、実動体制の強化をめざします。

5 原子力発電所事故への備え

これまで想定していなかった原子力発電所事故が発生した場合への備えを追加しました。

6 改正災害対策基本法の反映

(別添資料③参照)

本編の各章の概要と主な改訂ポイント

1 総則

計画の目的や基本方針、全編に共通する事項を定めています。

- **1-2 基本方針**に、東日本大震災から得た教訓を基にした「箕面市防災改革の基本方針」の方向性を取り入れました。
- **1-4 防災関係機関の業務の大綱**に「地区防災委員会及び自治会等の地域コミュニティ」の項を起し、防災体制における地域の役割を明記しました。
- **1-5-2-2 地震被害想定**において、最大避難所生活者数の想定を、これまでに想定された最大規模の「2万人」で固定して各種施策を進めることにしました。(最大避難所生活者数は、避難所の備蓄及び機能整備など、長期スパンで進める重要施策に影響を及ぼすため)

2 災害予防対策

平常時に災害発生に備えて行すべき予防対策について定めています。

- **2-1-2 地域防災拠点の整備**において、自衛隊、緊急消防援助隊、救援物資、給水支援、ボランティアなどの受け入れ・駐留拠点とする「外部支援受け入れ拠点」を定めました。
- **2-1-3 防災訓練及び防災研修の実施**において、毎年1月17日に「全市一斉総合防災訓練」を実施することや、小・中学校における防災訓練を強化することを明記しました。
- **2-1-7 災害時医療体制の整備**において、応急救護所、医療救護所(医療機関常設型、避難所巡回型)等の開設について具体化するとともに、箕面市医師会等の協力を得て、大規模災害時には医師が救護所に参集する体制整備をめざすことにしました。
- **2-1-9 避難収容体制の整備**において、19か所の避難所の位置付けを明確にするるとともに、広域避難地を十分な安全性を確保できる2か所に再編、一時避難地は府地域計画に基づき1ha以上の面積を有する公園としました。
- **2-1-13 災害時要援護者支援体制の整備**において、要援護者を「要安否確認者」と「要継続支援者」の2つの観点で捉え直し、大規模災害時の支援体制の構築をめざすことにしました。
- **2-2-2 地域防災体制の整備**において、地域コミュニティ、地区防災委員会等による防災体制づくりを明確化するとともに、「地域防災ステーション」の整備を新たに位置付けました。
- **2-3-7 原子力災害予防対策の推進**において、福井県に所在する原子力発電所で福島第一原子力発電所事故と同規模の事故が発生した場合を想定し、安定ヨウ素剤の備蓄等をめざすことにしました。

3 災害応急対策

災害発生直後または災害発生のおそれがあるときに、被害拡大を防止するために行うべき諸対策について定めています。

- 改訂前計画では、地震編と風水害編の違いがほとんどなかったことから、両編を統合し、異なる部分には「地震」「風水害」と明記することにより、初めて計画を読む方にもわかりやすい構成としました。
- **3-1-1-1-4 対策部及び対策部長、3-1-1-1-5 対策部の応急対策業務分担**において、市災害対策本部の対策部とその業務を再編し、地域との連携体制を整えるとともに、実動体制を強化することにしました。
- **3-1-2-1 配備基準**において、職員の配備基準をこれまでの経験に照らして見直し、災害規模に合わせた柔軟な対応ができるようにしました。
- **3-4-2-1 避難勧告等の発令**において、大阪府の補助金を受けて策定した「箕面市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の内容を反映しました。
- **3-4-3 児童・生徒の安全確保**において、災害時に小・中学校等で子どもの安全確保のために行う措置を新たに追加しました。
- **3-4-4-1 地震時の避難所の開設・運営**において、地震時の地区防災委員会による避難所開設・運営を位置付けました。
- **3-7-5 巡回相談等の実施**において、健康相談、心の健康相談、生活相談等、さまざまな相談業務を総合的に実施するための巡回相談班の編成と巡回について、新たに記載しました。
- **3-10 原子力災害時の応急対策**において、福井県に所在する原子力発電所で大事故が起きたときの対応を新たに記載しました。

4 災害復旧・復興対策

災害発生から一定期間経過後の諸対策について定めています。

改訂前計画を踏襲しています。



資料編 改訂ポイント

- 市の外部の方に市の防災体制をわかりやすく伝えるためのイメージ図等を追加しました。
- 各種様式は、実際に使う場面を想定し、地域防災計画ではなく実動マニュアルに入れることにしました。